

# 指定訪問介護事業 重要事項説明書

1 訪問介護サービスの目的  
 訪問介護サービスは要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める訪問介護 サービスを提供し、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

- 2 会社概要
- 法人名称 : 株式会社 べるびゅー大栄
  - 法人所在地 : 鳥取県東伯郡北栄町六尾604-1
  - 代表電話番号 : 0858-37-5552
  - 代表者氏名 : 砂原 博士
  - 設立 : 平成12年10月
  - 資本金 : 1500万円
  - 実施サービス : 高齢者ホームの建設及び経営  
 : 高齢者に対しての住宅の賃貸  
 : 介護保険法に基づく以下の居宅サービス事業  
 (1) 訪問介護事業  
 : 前各号に付帯する一切の業務

3 訪問介護サービスを提供する事業所 (以下「サービス事業所」とします)

■サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	㈱べるびゅー大栄
所在地	鳥取県東伯郡北栄町六尾2005
電話番号等	080-8249-9559
指定事業者番号	3171400488
実施サービス	訪問介護
サービス提供地域	倉吉市, 東伯郡全域
備考	

■職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1		1	ヘルパー2級
サービス提供責任者	4		4	介護福祉士
訪問介護員 (ホームヘルパー)	16	2	18	ヘルパー2級, 介護福祉士
事務職員(その他)	1		1	ヘルパー2級
職員体制に関する備考 (兼任の有無等)	兼任 有			

■営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日
営業時間	午前8時00分～午後 6時00分
休業日	12月30日～1月3日
備考	

※居宅サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

4 主となるサービス内容

※介護保険法で定める訪問介護のサービス内容に限られます。

①身体介護

- 食事介助：食事の介助を行います。
- 入浴介助：入浴の介助を行います。
- 排泄介助：排泄の介助, オムツ交換を行います。
- 体位変換：体位変換を行います。
- 清 拭：入浴が困難なお客様を対象に、清潔保持のために身体を拭きます。
- 移動介助：通院介助等を行います自宅より外部への移動介助をおこないます。
- 整容介助：身繕いを整える介助をします。

## ②生活援助

調理：お客様の食事を用意します。

洗濯：お客様の衣類等の洗濯をします。

掃除：お客様の居室の掃除をします。

買物：お客様の日常生活必需品の買物を行います。

その他：お客様の衣類・寝具の交換，布団干し等を行います。

※サービスはお客様を対象としたものに限られ、上記の生活援助の場合、お客様以外の方のお食事の調理，衣類等の洗濯，買物，お客様の居室以外の掃除はできません。

※調理の中でも、きざみ食やミキサー食及び糖尿病食などの特別食（医療食，治療食）は、介護保険法のサービス区分上、身体介護として取り扱われます。

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従事者（5参照）までお気軽におたずねください。

### 〈サービスのご利用にあたりまして〉

なお、べるびゅー大栄が提供致しますサービスは以下の取り扱いとさせていただきますので、サービスの実施において、ご不審の点がございましたら直ちに事業所までご連絡ください。

- 1) サービス提供上必要な場合（※）を除きまして、お客様の現金をお預りすることは一切ございません。
- 2) お客様の預金通帳，キャッシュカード，健康保険証，印鑑，その他有価証券等をお預りすることは一切ございません。
- 3) お客様の預金通帳，キャッシュカード，健康保険証，印鑑，その他有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございません。

※訪問介護サービスにおける、買物代行サービス等を行うにあたって、少額の現金をお預りするケースはございますが、その際には、お客様またはそのご家族にその場で必ず金額等に関するご確認，ご了承をいただいております。

- 4) お客様及びそのご家族の個人情報の取扱いには、守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

## 5 サービス従事者

①サービス従事者とは、お客様に訪問介護サービスを提供する株式会社べるびゅー大栄（以下「べるびゅー大栄」とします）の職員であり、主として訪問介護員（介護福祉士，訪問介護員養成研修1～3級課程修了者，看護師等）、そして、サービス提供責任者が該当します。

②お客様の担当になる訪問介護員の選任（担当の変更を含みます）は、べるびゅー大栄が行い、お客様が訪問介護員を指名することはできません。

べるびゅー大栄の都合により担当の訪問介護員を変更する場合は、お客様やそのご家族に対し事前にご連絡をするとともに、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮します。

③お客様が、担当の訪問介護員の変更を希望される場合は、その変更希望理由（業務上不相当と判断される事由）を明らかにして、事業所まで申し出てください。

※業務上不相当と判断される事由がなき場合、変更をいたしかねる事があります。

④べるびゅー大栄は、お客様からの変更希望による変更も含め、訪問介護員の変更により、お客様及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないように十分配慮します。

6 利用料金

①基本料金

■下表は通常時間帯（午前8時00分から午後6時00分）の場合です。

■下表の括弧内の金額は、介護保険法で定める訪問介護サービスの基本となる報酬単価であり、地域により異なります。

お客様がお住まいの地域の基本料金は、括弧内の金額の下に記載しています。

身体介護	30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	1時間30分以上 30分を増す毎
サービス料金	(2,440円)	(3,870円)	(5,670円)	5,670円に1時間30分 から計算して30分増すごとに840円 追加
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	
サービス料金		(1,790円)	(2,220円)	

- 上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた訪問介護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。
- 処遇改善加算により介護報酬総単価に（24.5%）の加算が追加されます。
- 特別地域加算 介護保険負担割合証に基づき所定単位数の（15%）の実費負担頂きます。
- 通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際には、上記の基本料金に、以下の通り増しされます。

サービス提供時間帯	割り増し率
早朝（午前 6時00分～午前 8時00分）	25%
夜間（午後 6時00分～午後 10時00分）	25%
深夜（午後 10時00分～午前 6時00分）	50%

- 利用者の要請とケアマネが認めた居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合、緊急時訪問介護加算（1,000円）が追加されます。
- 新規計画を作成し初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問を行った場合、訪問介護初回加算（2,000円）が追加されます。
- 2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得た上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- 集合住宅に居住する利用者へサービスを提供する場合の減算（90/100）になります。対象要件として、訪問介護事業所がサービス付き高齢者住宅・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームと同一か、同一物内で1月あたり利用者が20人以上の場合になります。

②利用者負担金

- 介護保険の適用になるお客様（要支援又は要介護認定を受けている方）は、前記①の基本料金の1割をお支払いいただきます。（消費税は課税されません）  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担（前記①の基本料金）となります。（介護保険の適用にならないお客様は、前記①の基本料金と別途消費税をお支払いいただきます。）

③交通費

前記3に記載されているサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、前記3に記載されているサービス提供地域を越えた地点からお客様の居宅までの往復距離について交通費を負担していただくことになり、その詳細は下表に記載している通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
車	1kmあたり16円

※サービス従業者の移動手段は地域により異なります。

※通院介助に於けるお客様の居宅と病院の往復の移動交通費（サービス従業者の移動交通費を含みます）は、原則としてお客様の負担になります。

④訪問介護サービス計画及び利用料金の見積もり

居宅サービス計画に基づいて提供する訪問介護サービス計画及びその利用料金の見積もりは、別紙「訪問介護サービス利用票」に記載の通りです。

なお、「訪問介護サービス利用票」は、居宅サービス計画の変更により訪問介護サービス計画の変更があった場合、新たにお客様に交付してその内容を確認するものとします。

7 キャンセル

お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日の17時までにご連絡をいただいた場合	無料
②サービス利用日の前営業日の17時までにご連絡をいただかない場合	基本料金の1割

※お客様の容態の急変など、緊急かつやむを得ない場合はキャンセル料をいただきません。

※上表の②について、お客様の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議の上変更します。

キャンセルの連絡先電話番号	0858-37-6311
---------------	--------------

※キャンセル（及びサービスの変更）のご連絡は、上記「キャンセルの連絡先（電話番号）」に限らせていただきます。

8 お支払い方法

前月のサービス利用分に関する利用者負担金を、べるびゅー大栄が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

お支払方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。なお、口座引き落とし以外のお支払いについては、当社事業所または訪問いたしましたサービス従業者までご相談ください。

※前記は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」の取扱いについては、一旦お客様に基本料金をお支払いいただき、その後市町村に対して保健給付分（基本料金の9割）を請求していただくこととなります。

9 留意事項

①サービス提供の為にお客様の居宅に於いて使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担となります。

②訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

10 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

①サービス事業所

電話番号	0858-37-6311
受付時間	営業日の午前9時00分～午後3時30分
備考	株べるびゅー大栄

■苦情受付担当者：べるびゅー大栄の従業者

■苦情解決責任者：べるびゅー大栄の管理責任者

＜苦情相談対応の基本手順＞

- 1) 苦情の受付
- 2) 苦情内容の確認
- 3) 苦情解決責任者等への報告
- 4) 苦情解決に向けた対応の実施
- 5) 再発防止又は改善の措置
- 6) 苦情解決責任者等への最終報告

②法人

電話番号	0858-37-5552
受付時間	24時間 年中無休
備考	株べるびゅー大栄お客様相談室

11 緊急時及び事故発生時の連絡先

主治医、ご親族等緊急時及び事故発生時の連絡先は、予め担当のサービス従業者により確認させていただきます。サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

12 賠償責任について

①べるびゅー大栄は、居宅サービスの提供に伴って、べるびゅー大栄の責めに帰すべき事由によりお客様又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

②お客様又はそのご家族等の介護者は、お客様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、べるびゅー大栄のサービス従業者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

13 介護保険法の改正（特定事業所加算Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳを含む）

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、べるびゅー大栄の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

以上

上記について、お客様（又はその代理人）に説明を行いました。

事業者 所在地 鳥取県東伯郡北栄町六尾2005  
事業者名 株べるびゅー大栄

説明者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

上記について、私は説明を受けました。

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印